

令和 3 年度 監察基本計画

1. 監察の目的及び種類

監察は、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推賞及び不正行為の防止に関し、所管行政の改善向上に資することを目的として行っているところである。

この目的を踏まえ、令和 3 年度においては、関係部局等に共通の重要課題について定期監察を行うとともに、所管行政に関する事務の合理的運営の改善方策に重点を置き、本計画に従い、又は大臣の指示に基づき、特別監察を行うものとする。

また、令和 3 年度の定期監察及び特別監察を行うに当たっては、昨今の所管行政を取り巻く状況にかんがみ、それぞれ以下の観点に立つものとする。

(1) 定期監察

災害が頻発、激甚化する我が国において大規模な自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上を図るためには、社会資本の整備や交通機能の確保及び向上等が極めて重要であり、これに取り組む国土交通省に対する国民の期待は大きい。

地方整備局、地方運輸局等は、これを現場の最前線で支える重要な組織であり、そこで働く職員は、日々、その重責を果たすべく業務に邁進している。

一方、令和 3 年 1 月 29 日に、全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」により「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」が改正され、令和 7 年度末までに政府一丸となって取り組んでいく職場環境づくりの内容が定められた。この指針では、国家公務員の職場環境の整備として、業務の見直しや効率化、デジタル化の推進、行政組織運営のマネジメント改革が急務であること、女性活躍に関しても、その育成や登用に対する息の長い取り組みの継続・拡充が必要であることなどが指摘されている。

国土交通省としても、地方整備局、地方運輸局等がその役割をしっかりと果たしていけるよう、この指針を踏まえ、引き続き、働き方改革及び女性の活躍推進に積極的に取り組む必要がある。

また、地方整備局、地方運輸局等が国民の期待に応えるためには、適正な職務執行が不可欠であり、その実効性を上げるためには職員一

人一人が、服務規律を守り、職務に誇りを持ち、互いに協力し合いながら適正に職務を遂行する力強い職場づくりを推進し、組織力の向上に努める必要がある。

1) 「新しい日常」への対応等も踏まえた働き方改革の一層の推進

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、各職場では「新しい日常」への対応が求められている。
令和 2 年度中に各職場への ICT 機器の配備が一層推進されており、今後は、これらの機器を的確かつ適正に活用し、業務効率化等の働き方改革を着実に推進する必要がある。
一方、職場における感染防止対策は引き続き重要であり、特に来庁者等が多く集まりやすいところでの感染防止と円滑な業務運営には十分留意する必要がある。
- ② また、上記以外にも、業務プロセスを改善し、業務の効率化等を図る取組は、働き方改革の根幹として一層強力に推進する必要がある。
- ③ さらに、働き方改革及び女性の活躍推進の主要な指標に関連する取組について引き続き検証し、その一層の推進を図ることが必要である。

こうした観点に立ち、「新しい日常」への対応等も踏まえた働き方改革の一層の推進に関する取組について監察を行うこととする。

2) 職員が誇りを持ち、協力し、適正に職務を遂行する力強い職場づくり

- ① 地方整備局、地方運輸局等は、職員が、公務員としての服務規律を守り、自らの職責の重要性を認識し、士気高く誇りをもって職務に当たるよう、また、職務の遂行に必要な能力を備えるよう取り組むことが必要である。
- ② また、国民から寄せられる期待や信頼に応え、使命を果たすためには、コンプライアンスの徹底及び職務に関する倫理の保持が極めて重要である。

社会資本の整備に取り組む地方整備局等では、入札契約等に係る事務を多く担っており、公正な入札を担保するための情報管理等が強く求められる。

交通機能の確保、向上等に取り組む地方運輸局等では、交通・運輸事業の許認可及び監査、自動車の検査登録等に係る事務を多く担っており、これら許認可事務等の適正性の確保や自動車検査登録事務等における個人情報の適切な管理が強く求められる。

地方整備局、地方運輸局等においては、過去に発生した不祥事を踏まえ、再発防止等に取り組んでいるところであるが、引き続きコンプライアンスの徹底及び職務に関する倫理の保持が図られるよう、継続的な検証が必要である。

- ③ さらに、組織の士気を高め、コンプライアンスの徹底等を図る観点からも、職員同士が相互の理解を深め、協力して職務を遂行

できる、コミュニケーションの良く取れた、風通しの良い職場環境づくりが重要である。

こうした観点に立ち、職員一人一人が誇りを持ち、協力し、適正に職務を遂行する力強い職場づくりに関する取組について監察を行うこととする。

(2) 特別監察

前年度に引き続き、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保する観点に立ち、又は大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に行うこととする。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

1) 定期監察

- 「新しい日常」への対応等も踏まえた働き方改革の一層の推進に関する取組
- 職員が誇りを持ち、協力し、適正に職務を遂行する力強い職場づくりに関する取組

2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

- 国土交通大学校
- 地方整備局（北陸、近畿、四国、九州）
- 北海道開発局
- 地方運輸局（北海道、北陸信越、近畿、四国、九州）

2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要がある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

第 1～3 四半期

2) 特別監察

年度内において随時実施

3. その他

本基本計画策定後、所管行政の改善向上に資するため、所要の監察を行う必要が生じたときは、適宜、上記監察事項以外の事項や上記対象機関以外の機関について、監察を行うものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成 25 年 3 月)を踏まえた再発防止対策の実効性の検証を行う観点で特別監察を実施した場合は、その実施状況について、公正入札調査会議に報告するものとする。

以 上